

## 第3章 計画の内容



## 第3章 計画の内容

### 【1】基本理念

本計画においては「男女共同参画社会基本法」の5つの基本理念（「男女の人権の尊重」「社会における制度又は慣行についての配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動の両立」「国際的協調」）を基本理念とします。

本計画では、この基本理念に基づき、性別にかかわらず、誰もが人権意識を高め、共に認め合い支え合いながら、個人の能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

#### 【本計画の基本理念】

##### 男女の人権の尊重

一人一人を個人として尊重し、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を発揮する機会を確保すること。

##### 社会における制度又は慣行についての配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動を選択することができるよう、社会における制度又は慣行が、男女共同参画社会の阻害要因とならないように配慮すること。

##### 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において政策等の立案及び決定に、共に参画する機会を確保すること。

##### 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として互いに協力し、社会の支援のもとに、その一員としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動との両立を図ることができるようにすること。

##### 国際的協調

男女共同参画社会の促進は、国際社会における取組とつながりがあることから、本市の多様性を生かしつつ国際交流と協力を推進し、国際的な理解を深めること。

## 【2】基本目標

---

前期計画においては「人づくり」「環境づくり」「安心づくり」の各分野について、様々な取組を推進してきました。そして、この間「女性活躍の推進、女性参画気運の高まり」「人生100年時代の到来」「性的指向、ジェンダーアイデンティティ（性の自己認識）の多様性に対応する社会の実現」など、男女共同参画を取り巻く社会情勢は大きく変動しています。

このような状況の中、本計画における基本目標は、国、県の動きをはじめ、本市における社会的背景の変化及び現状から読み取れる課題等を踏まえ、また「ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョン」の考え方に基づき、新たに次の4つの分野を定めます。

### 基本目標1 仕事と暮らしについて

---

政策・方針決定過程の場において、女性の積極的な登用を促進するとともに、活躍を促進します。また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、男性の家事や育児への参加の促進をはじめ、子育て支援や介護支援等、様々な環境の整備に取り組み、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会の実現を目指します。

### 基本目標2 男女の平等感について

---

あらゆる分野において、固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人一人がお互いを認め合い、尊重しながら、個性や能力を発揮できる社会を目指し、家庭や学校、地域社会、職場などにおいて、様々な機会を通じて男女共同参画を学ぶ場の充実を図ります。

また、現状においては、社会のあらゆる分野で「男性優遇」意識が依然として根強いことから、固定観念や社会通念、慣習、しきたりを見直すなど、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に努め、意識の改革につなぐ取組を推進します。

### 基本目標3 安心な暮らしについて

---

あらゆる暴力を許さない意識の醸成を図るために、性被害や様々なハラスメントを防止する取組をはじめ、多様な機会を通じて啓発活動を推進するとともに、関係機関と連携し、被害者や関係者に対する相談支援体制の充実に取り組みます。また、困難を抱える人への相談や自立の支援に努めるとともに、性の多様性について、正確な情報の提供等により理解の促進に努めます。

### 基本目標4 計画の推進について

---

エスピワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実をはじめ、市民、事業所、各種団体等と協働、連携し、より効果的な啓発活動を推進します。

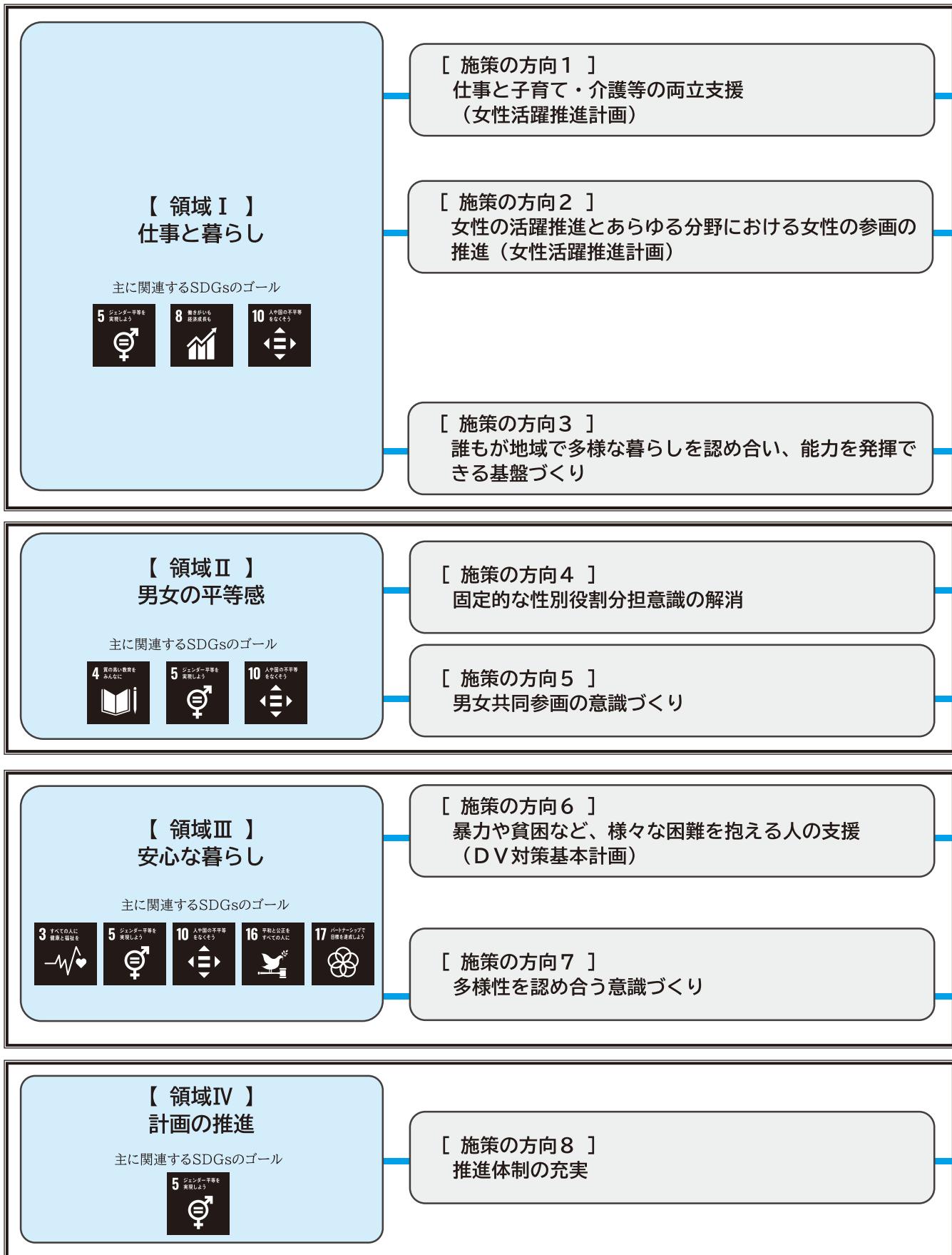
### 【3】計画の目指す将来像

国の「第5次男女共同参画基本計画」に示されている4つの目指すべき社会を本計画の目指す将来像とします。

#### 【男女共同参画基本計画の目指すべき社会】

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

## 【4】施策体系



[ 施策 1 ]	<b>重点</b> 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	54
[ 施策 2 ]	女性や再就職希望者等への就労支援	55
[ 施策 3 ]	子育て世代への包括的な支援と学びの場の充実	55
[ 施策 4 ]	子ども・子育て支援サービスの充実	56
[ 施策 5 ]	<b>重点</b> 男性の家事・育児への参画の促進	56
[ 施策 6 ]	児童青少年に関する相談支援の充実	57
[ 施策 7 ]	こどもの居場所づくり	57
[ 施策 8 ]	参加しやすい保育所・学校行事等の推進	57
[ 施策 9 ]	高齢者福祉サービス・介護保険事業の充実	58

[ 施策 10 ]	<b>重点</b> 審議会等委員への女性の積極的な登用	59
[ 施策 11 ]	<b>重点</b> 管理職への女性職員の人材育成及び積極的な登用	59
[ 施策 12 ]	職業能力開発の支援	60
[ 施策 13 ]	<b>重点</b> 多様な働き方への支援	60
[ 施策 14 ]	働く女性に対する相談支援	60
[ 施策 15 ]	農業分野における女性の活躍の促進	61
[ 施策 16 ]	企業における男女共同参画の推進	61
[ 施策 17 ]	地域団体における女性役員の登用の促進	61

[ 施策 18 ]	ライフステージに応じた健康づくりへの支援	64
[ 施策 19 ]	母子保健事業の推進	64
[ 施策 20 ]	<b>重点</b> 男女共同参画の視点に立った防災対策	65

[ 施策 21 ]	<b>重点</b> 人権や性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進	66
[ 施策 22 ]	相談支援の充実	67

[ 施策 23 ]	学校等教育の場における男女共同参画の推進	68
[ 施策 24 ]	<b>重点</b> 生涯学習の場における男女共同参画の理解の促進	69

[ 施策 25 ]	あらゆる場におけるハラスメント防止対策の促進	70
[ 施策 26 ]	あらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進と体制の整備	71
[ 施策 27 ]	被害者の安全の確保と支援	71
[ 施策 28 ]	<b>重点</b> 高齢者や障がいのある人等、困難を抱える人への支援	72
[ 施策 29 ]	ひとり親家庭や生活困窮にある人への支援の充実	72

[ 施策 30 ]	<b>重点</b> 性の多様性に関する理解の促進と啓発の推進	75
[ 施策 31 ]	多文化共生意識の醸成と国際交流の促進	76

[ 施策 32 ]	庁内推進体制の充実	77
[ 施策 33 ]	職員の意識の醸成	78
[ 施策 34 ]	<b>重点</b> エスパワール（東広島市男女共同参画推進室）の機能の充実	78
[ 施策 35 ]	東広島市男女共同参画推進審議会等の意見反映	78
[ 施策 36 ]	適切な事業進行管理	79

注：**重点**は重点的に取り組む施策を示す。（以下同様）

